

日本国防衛省とフィリピン共和国国防省との間の 防衛協力・交流に関する意図表明文書

日本国防衛省とフィリピン共和国国防省（以下合わせて「両当事者」といい、個別に「当事者」という。）は、

国連平和維持活動（ＰＫＯ）、人道支援・災害救援（ＨＡ／ＤＲ）及び海上の安全保障等の防衛分野において共有する関心事項を認識し、

両当事者間の防衛協力の発展が相互理解と信頼関係を増進させ、アジア太平洋地域及びそれを越える地域の平和と安定に資することを確認し、

各国の国内法令に従い、本意図表明文書（以下「文書」という。）を作成することを決定した。

第１項 協力の範囲

両当事者は、以下の防衛協力・交流を行うことを決定した。

１．ハイレベル交流

- a. 日本国防衛大臣とフィリピン共和国国防大臣との間の会合の実施
- b. 日本国防衛事務次官とフィリピン共和国国防次官との間の会合の実施
- c. 日本国自衛隊統合幕僚長とフィリピン共和国国軍参謀総長及び日本国各自衛隊幕僚長とフィリピン共和国各軍司令官との間の訪問の実施

２．実務レベル交流

- a. 安全保障・防衛問題に関する局・次長級の防衛当局間協議・政策対話の実施
- b. 日本国海上自衛隊とフィリピン共和国海軍との間の幕僚間協議の実施

３．部隊間交流

- a. 各訓練について相互の同意を前提に、各当事者が実施する訓練への参加（オブザーバー参加を含む。）
- b. 日本国自衛隊とフィリピン共和国国軍との間の部隊間交流の実施（日本国海上自衛隊及びフィリピン共和国海軍との間の艦艇の相互訪問時における訓練を含む。）

４．教育・研究交流

- a. 両当事者の防衛教育機関の学生間の交流の実施
- b. 両当事者の防衛教育機関及び研究機関の間の交流の実施

5. 能力構築

非伝統的安全保障分野での能力構築支援に関する両当事者間での協力を促進

6. 情報交流

以下の分野について、更なる協力のための知識共有を目的とした、様々なレベルにおける共通の関心事項についての意見交換の実施（次の分野を含む。）

- a. 地域情勢及び安全保障
- b. 海上安全保障
- c. 人道支援及び災害救援（H A／D R）
- d. 国連平和維持活動
- e. 防衛分野における地域の協力枠組み
- f. 両当事者により相互に決定される他の分野

7. 国際的な活動における協力

国際平和協力活動における両当事者間の協力の促進（統合幕僚学校国際平和協力センターとフィリピン国軍P K Oセンターの対話・交流を含む。）

8. 多国間協力

- a. A S E A N地域フォーラム（A R F）、拡大A S E A N国防相会議（A D M Mプラス）などの多国間枠組みにおける協力の強化
- b. いずれかの当事者が主催又は後援する多国間ワークショップ、会議及びセミナーへの積極的な参加（日本国防衛省が主催するアジア太平洋地域における共通の安全保障課題に関する防衛当局高級事務レベル会合及び東京ディフェンス・フォーラムを含む。）

9. 両当事者により相互に決定されるその他の協力・交流

第2項 秘密保持

両当事者は、それぞれの関係する国内法令に従って、また、情報提供を行った当事者の要望を十分考慮することにより、防衛協力の過程で取得された情報が、適切に管理され、情報提供を行った当事者の事前の同意なく第三者に提供されないことを確実にする。

第3項 実施取決め

本文書のよりよい実施のため、両当事者は、必要な場合に、特定の防衛協力もしくは交流のために実施取決めを策定する。

第４項 協議

本文書の実施から生じた紛争は、両当事者間の協議を通じて友好的に解決されること。

第５項 非拘束性

本文書は国際法上の権利又は義務を生じさせず、また、それぞれの国内法令に従って実施される。

第６項 始期、期間および終了

- １．本文書の下での協力及び交流は、署名の日をもって開始する。
- ２．本文書は、両当事者相互の書面による同意により修正することができる。
- ３．本文書の下での協力および交流は５年間継続し、その後は、一方の当事者がもう一方の当事者に対して中断または終了の要請を書面にて通告しない限り、自動的に５年間ごとに延長される。そのような場合は、本文書の下での協力および交流は、他方の当事者による通告の受領の日から９０日後まで継続する。

２０１２年７月２日に、日本国東京で、英語および日本語により、等しい価値を有する原本二通に署名した。解釈に相違がある場合には、両当事者は、英語の本文に基づき、両者の協議を通じて相違を解決する。

日本国防衛大臣

森本 敏

フィリピン共和国国防大臣

ボルタイレ・Ｔ・ガズミン